

まちづくり座談会 実施要領

1 目的

町内で活動する団体や町民グループ及び行政区等（以下「団体等」という。）が、それぞれ抱える町政に対する課題や問題について、町長と直接意見交換し、対話による協働を推進するとともに、今後のまちづくりに町民の声を反映させ、町政の推進をより一層図ることを目的とする。

2 対象

町内で活動している概ね5人以上の参加が見込まれる団体等

3 開催日時

1回2時間程度までとし、開催日時は団体等が希望する日時と町長の日程を調整したうえで決定する。ただし、年末年始の期間は除く。

4 開催場所

町内の会場で開催するものとする。また、開催場所の確保や準備等は、座談会開催を希望する団体等で行うものとする。

5 実施主体

座談会開催を希望する団体等

6 開催テーマ

町政に関することで、町長と直接話し合いたいテーマについて、予め団体等で決めておくものとする。そのほか、町政全般に対する自由提言を受け付ける。

7 町出席者

町長及び座談会開催を希望する団体等を所管する課の職員（2名）

8 募集の周知

募集の周知は、広報おがの及び町ホームページで行う。

9 申込み

座談会開催を希望する団体等の代表者は、座談会開催申込書に所定の事項を記入のうえ、開催希望日の概ね3週間前までに、小鹿野町役場・総務課へ持参、郵送又はFAXで申し込むものとする。

申込書は、下記の各施設の窓口にて備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできる。

◎設置施設

- | | |
|-------------|--------------|
| ■総務課 | ■小鹿野文化センター |
| ■保健福祉センター | ■国保町立小鹿野中央病院 |
| ■両神ふるさと総合会館 | ■両神振興会館 |

◎町ホームページ

[町政情報](#) > [広聴・広報・統計](#) > [まちづくり座談会](#)

10 座談会の制限

次の事項のいずれかに該当する場合には、座談会を取消し又は中止できるものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 特定の営利事業の支援につながるおそれがある場合
- (3) 特定の政治団体・宗教団体に特別の利益又は不利益となるおそれがある場合
- (4) 個人・団体の誹謗・中傷となるおそれがある場合
- (5) 苦情や要望等が主たる目的となるおそれがある場合
- (6) 上記のほか、座談会の目的に適さないと判断した場合

11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

12 担当課

小鹿野町役場・総務課

〒368-0192 秩父郡小鹿野町小鹿野 89 番地

TEL 75-1221 FAX 75-2819

Mail : somu@town.ogano.lg.jp

まちづくり座談会 申込書

年 月 日

団 体 等 名	
(ふりがな) 代 表 者 名	
開 催 希 望 日 時 (開催は概ね2時間以内とし、年末年始は除きます。)	第1希望： 月 日 (曜日) 時 分から 時 分
	第2希望： 月 日 (曜日) 時 分から 時 分
	第3希望： 月 日 (曜日) 時 分から 時 分
開 催 場 所	
参加予定人数	人
開 催 テ ー マ (町政に関することで、町長と直接話し合いたい内容を記入してください。) ※箇条書き等で簡単に記入	
備 考 (開催にあたって留意すべきことや希望があれば記入してください。)	
申 込 責 任 者 (問い合わせ先)	住 所： 氏 名： 電話番号：

※開催希望日の概ね3週間前までに小鹿野町役場・総務課へ持参・郵送又はFAXでお申し込みください。

〒368-0192 秩父郡小鹿野町小鹿野 89 番地
小鹿野町役場・総務課 ☎75-1221 FAX 75-2819